



税理士 山本 善通 氏

Question

消費税申告期限延長

当組合は（決算日3月31日）、組合員数が多い事もあり、決算確定に日数を要するので、定款の定めにより毎年総会を6月に開催しています。その為に税務署へは法人税の申告期限の延長の届出書を提出していますが、消費税についても適用を受ける事ができますか？

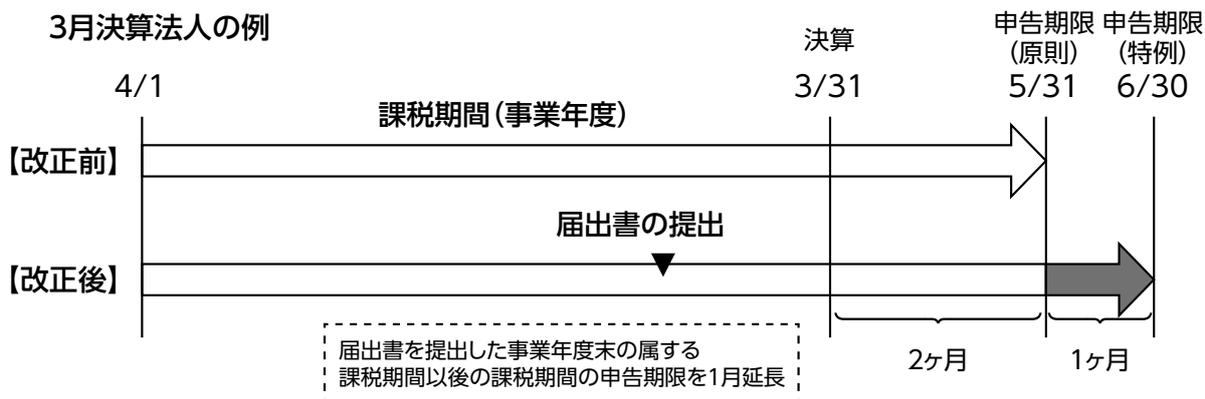
Answer

【概要】

定款の定めによる等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1月間延長を受けている法人は、決算額が確定する前に消費税の申告期限が到来することになります。

これまでの消費税法においては、法人税法と同様な申告期限の延長の特例は設けられていませんでした。

このたび、法人税の申告期限と消費税の申告期限が異なる事により生じている、申告に係る事務負担を削減するという事で、ビジネス環境を改善し、生産性向上を図るため、申請により消費税についても申告期限が1ヵ月延長されることになりました。（消費税法第45条の2①、②）



【留意点】

(対象者)

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人で、消費税の確定申告の期限を延長しようとする法人です。したがって、消費税だけの延長は認められませんので留意して下さい。

(提出期限)

特例の適用を受けようとする事業年度終了の日の属する課税期間の末日までに提出する必要があります。

(適用関係)

令和3年3月31日以後に終了する事業年度の課税期間から適用されますので、留意して下さい。

